

## 暴力団排除条項の導入に伴う預金規定等の改定等のお知らせ

当金庫は、政府が平成19年6月19日策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、普通預金規定をはじめとする各種預金規定、当座勘定規定、及び貸金庫規定等の各規定に暴力団排除条項を導入し、平成22年9月15日から新規定を適用させていただきます。

- \* 暴力団排除条項とは、お客さまが暴力団等の反社会的勢力に該当し、取引の継続が不適切である場合には、当金庫の判断により、取引の停止または契約を解約させていただくことを定めた条項です。
- \* 改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。また、規定改定後は、新規の預金口座、当座勘定、貸金庫のお申し込みにあたっては、お客さまが反社会的勢力でないこと等の表明・確約をお願いします。本表明・確約をいただけない場合は、お取引をお断りさせていただきます。
- \* 当金庫では、今後も反社会的勢力との取引防止・関係遮断に努めてまいります。お客さまには、この取り組みの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。
- \* 改定内容につきましては、以下「規定の改定内容」等をご覧ください。

この取扱いに関しましてご不明な点がございましたら、最寄の店舗窓口までお問い合わせください。

摂津水都信用金庫

### 【規定の改定内容】

- |   |
|---|
| ◎お客さまが暴力団等の反社会的勢力であることが判明するなどした場合には、当金庫の判断により取引の停止または契約を解除させていただくことを定めています。<br>◎改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。 |
|---|

### 【暴力団排除条項の例】

普通預金規定（下線の条項を追加し、二条線の条項が修正となります）

#### 12. （反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第13条第3項第1号、第2号AからF及び第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

#### 13. （解約等）

- (1) <略>（変更なし）
- (2) <略>（変更なし）
  - ① <略>（変更なし）
  - ② この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合

<p>③ &lt;略&gt; (変更なし)</p> <p><u>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</u></p> <p><u>① 預金者が口座開設申込時にした反社会的勢力ではないことの表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u></p> <p><u>② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u></p> <p><u>A. 暴力団</u></p> <p><u>B. 暴力団員</u></p> <p><u>C. 暴力団準構成員</u></p> <p><u>D. 暴力団関係企業</u></p> <p><u>E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u></p> <p><u>F. その他本号AからEまでに準ずる者</u></p> <p><u>③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合</u></p> <p><u>A. 暴力的な要求行為</u></p> <p><u>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p><u>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u></p> <p><u>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</u></p> <p><u>E. その他本号AからDまでに準ずる行為</u></p> <p><u>(4) &lt;略&gt; (変更なし)</u></p> <p><u>(5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</u></p>
---

【暴力団排除条項を追加する対象規定】

規定の種類	追加条項	規定の種類	追加条項
普通預金規定	第 12・13 条	定期預金共通規定	第 2・3 条
無利息型普通預金規定	第 12・13 条	定期積金規定	第 8・9 条
総合口座取引規定	第 14・15 条	一般当座勘定規定	第 23・24 条
貯蓄預金規定	第 14・15 条	当座勘定規定 (専用約束手形口用)	第 20・21 条
納税準備預金規定	第 13・14 条	貸金庫規定	第 10・11 条
通知預金規定	第 4・5 条	全自動貸金庫規定	第 10・11 条